

大和市告示第174号

大和市イベントキャラクターデザイン使用要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年9月18日

大和市長 大 木 哲

大和市イベントキャラクターデザイン使用要綱の一部を改正する要綱

大和市イベントキャラクターデザイン使用要綱（平成24年大和市告示第50号）の一部を次のように改正する。

第2条中「デザイン」の次に「（市長が別に定めるものに限る。以下「デザイン」という。）」を加え、同条第1号中「大和市（以下「市」という。）」を「市」に、「及び」を「又は」に改め、同条第3号中「若しくは」を「又は」に改め、同条第4号中「個人」の次に「、企業」を加え、「若しくは」を「又は」に改める。

第3条中「キャラクターの」を削り、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第5条第1項中「キャラクター」を「デザイン」に改める。

第6条の見出しを「（使用料）」に改め、同条中「キャラクターデザイン」を「デザイン」に、「利用料」を「使用料」に改める。

第7条第3号ただし書を削り、同条第5号中「キャラクターの」を削り、同条第7号及び第9号中「キャラクター」を「デザイン」に改める。

第10条の見出しを「（免責）」に改め、同条中「キャラクターの」を削る。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。